



# 大津市公報

平成 24 年 10 月 1 日  
第 2 1 1 5 号

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
108	大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則..... 1
109	大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則..... 1
<b>告 示</b>	
188	道路の区域の変更について..... 2
189	道路の供用の開始について..... 2
198	平成23年度の大津市の一般会計及び特別会計の決算に基づく健全化判断比率並びに公営企業 の決算に基づく資金不足比率の公表について..... 3
199	街区の区域の新設及び変更について..... 3
200	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について..... 4
<b>公 告</b>	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 4
	建築基準法第42条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路の指定公告..... 4
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5
	都市公園の開設公告..... 6
<b>教 育 委 員 会 規 則</b>	
17	大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則..... 6
<b>教 育 委 員 会 告 示</b>	
3	平成13年教育委員会告示第 2 号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の 額について）の一部改正..... 11

## 規 則

大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成24年10月 1 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第108号

大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則  
大津市公害防止、環境保全施設整備等資金貸付規則（昭和46年規則第29号）の一部を次のように改正する。  
第 5 条第 3 項中「1.7パーセント」を「1.6パーセント」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成24年10月 1 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第109号

大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の一部を改正する規則  
大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則（昭和49年規則第38号）の一部を次のように改正する。  
別表中「年1.7パーセント」を「年1.6パーセント」に改める。

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の大津市中小企業振興資金の融資等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に融資の申込みを受ける資金について適用し、同日前に融資の申込みを受けた資金については、なお従前の例による。

告 示

**大津市告示第188号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成24年9月18日から同年10月3日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月18日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	変更の 前後の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道幹1033号線	大津市長等一丁目154番8地先から 大津市長等一丁目154番8地先まで	変更前	最小21.4～最大25.9	12.5
		変更後	最小21.4～最大25.9	12.5
市道幹1066号線	大津市関津一丁目字首根1046番3地先から 大津市関津一丁目字法花房1037番2地先まで	変更前	最小 5.9～最大10.6	8.2
		変更後	最小 5.9～最大11.6	8.2
市道幹1112号線	大津市南比良字南出645番1地先から 大津市南比良字平柳648番1地先まで	変更前	最小 3.1～最大 5.5	6.0
		変更後	最小 3.1～最大 6.4	6.0
市道北6136号線	大津市和邇中浜字洲崎362番2地先から 大津市和邇中浜字下梶原445番2地先まで	変更前	最小 9.7～最大 9.8	39.5
		変更後	最小 9.8～最大22.0	39.5
市道北7064号線	大津市南比良字平柳648番2地先から 大津市南比良字平柳648番2地先まで	変更前	4.4	1.5
		変更後	最小 4.4～最大 5.9	1.5
市道東0807号線	大津市関津一丁目字法花房1037番2地先から 大津市関津一丁目字法花房1037番2地先まで	変更前	最小 6.0～最大 8.0	9.7
		変更後	最小 6.1～最大 6.3	4.5

(平成24年9月18日掲示済)

**大津市告示第189号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、平成24年9月18日から同年10月3日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月18日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	供用開始年月日
市道幹1033号線	大津市長等一丁目154番8地先から 大津市長等一丁目154番8地先まで	平成24年9月18日
市道幹1066号線	大津市関津一丁目字首根1046番3地先から 大津市関津一丁目字法花房1037番2地先まで	平成24年9月18日
市道幹1112号線	大津市南比良字南出645番1地先から 大津市南比良字平柳648番1地先まで	平成24年9月18日
市道北7064号線	大津市南比良字平柳648番2地先から 大津市南比良字平柳648番2地先まで	平成24年9月18日
市道東0807号線	大津市関津一丁目字法花房1037番2地先から 大津市関津一丁目字法花房1037番2地先まで	平成24年9月18日

(平成24年9月18日掲示済)

-----

**大津市告示第198号**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度の大津市の一般会計及び特別会計の決算に基づく健全化判断比率並びに公営企業の決算に基づく資金不足比率を、次のとおり公表する。

平成24年10月1日

大津市長 越 直 美

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
( 11.25 ) [ 20.00 ]	( 16.25 ) [ 30.00 ]	10.0 ( 25.0 ) [ 35.0 ]	53.5 ( 350.0 )

備考 ( )内の数値は早期健全化基準、[ ]内の数値は財政再生基準である。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業		20.0
介護老人保健施設事業		
水道事業		
ガス事業		
下水道事業		
農業集落排水事業		
卸売市場事業		
堅田駅西口土地区画整理事業		

-----

**大津市告示第199号**

住居表示を実施した区域について、次のとおり街区の区域を新たに画し、及び変更するので、大津市住居表示に関する条例（昭和38年条例第15号）第2条の規定により告示する。

なお、関係書類は、大津市役所市民部戸籍住民課に備え、一般の閲覧に供する。

平成24年10月1日

大津市長 越 直 美

1 区域を変更する街区

町 名	街 区
唐崎三丁目	9 から12まで
鏡が浜	9 から13まで
富士見台	17、20
平津二丁目	15、16
神領二丁目	22、24
大江三丁目	23、24

2 実施期日 平成24年10月1日

### 大津市告示第200号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成24年10月1日

大津市長 越 直 美

名 称	所在地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーション 陽だまり	大津市昭和町8番15号	更生医療	訪問看護	平成24年8月1日
ふるさと薬局 石山駅前店	大津市粟津町4番7号 石山駅前近江鉄道ビル1階	育成医療及び更生医療	薬局	平成24年8月1日
ふるさと薬局	大津市里五丁目2番11号	育成医療及び更生医療	薬局	平成24年8月1日

## 公 告

### 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年9月11日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市北小松511番地 万木 憲夫	大津市北小松字浜ノ堂398番の一部	898.64㎡	平成24年 9月5日	第1065号
彦根市小泉町31番地 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和	大津市瀬田一丁目字北浦1000番の一部及び同番1の一部並びに同町字宮城2323番の一部 (第2工区)	14,791.92㎡ (第2工区)	平成24年 9月7日	第1066号
彦根市小泉町31番地 株式会社平和堂 代表取締役 夏原 平和	大津市瀬田一丁目字宮城2302番1の一部、同番3の一部、2312番3の一部、2314番1の一部、同番4、同番5の一部、同番6及び同番7並びに同町字大前2316番2及び同番4 (第3工区)	5,738.99㎡ (第3工区)	平成24年 9月7日	第1067号

(平成24年9月11日揭示済)

### 建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告

次の道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号による道路として指定した。

平成24年9月12日

大津市長 越 直 美

指定する道路の名称	指定する区間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
都市計画道路3・5・105号春日町線	起点 大津市春日町49番	197.2	最小14.0 最大16.7
	終点 大津市春日町123番		

大津駅西第一土地区画整理 事業による区画道路 6 - 1	起点 大津市御幸町209番	134.2	6.0
	終点 大津市春日町146番		
大津駅西第一土地区画整理 事業による区画道路 6 - 2	起点 大津市御幸町207番	30.0	6.0
	終点 大津市春日町136番		
大津駅西第一土地区画整理 事業による区画道路 6 - 6	起点 大津市春日町 9 番 1	20.8	6.0
	終点 大津市春日町 8 番		
大津駅西第一土地区画整理 事業による区画道路 6 - 7	起点 大津市逢坂一丁目字上野170番32	80.9	最小6.0 最大6.5
	終点 大津市春日町29番 1		

(平成24年 9 月12日揭示済)

-----

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年 9 月14日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市別保二丁目 7 番20号 株式会社高栄ホーム 代表取締役 北井 博	開発区域 大津市大萱五丁目字廣葎2886 番、2887番、同番 1、2888 番、2890番、同番 2、2891番 及び2892番 開発行為に関する工事の区域 大津市大萱五丁目字廣葎2893 番 3 及び上記地先大津市普通 河川等	開発区域 8,746.17㎡ 開発行為に関する工事の区域 381.42㎡	平成24年 9月7日	第1068号

(平成24年 9 月14日揭示済)

-----

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年 9 月20日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
草津市野路四丁目 5 番 6 号 太陽住宅株式会社 代表取締役 沢村 寛	開発区域 大津市大萱五丁目字田葎2772 番 34、同番 55、同番 100、 2798番 3、2800番 2、2801番 2 の一部、2804番 2、2805番 2、2806番 2、2807番 2、 2808番 3 及び同番 4 開発行為に関する工事の区域 大津市大萱五丁目字田葎2772 番 3 の一部及び同番74の一部 並びに上記地先大津市普通河 川等	開発区域 7,215.55㎡ 開発行為に関する工事の区域 96.55㎡	平成24年 9月18日	第1069号

(平成24年9月20日揭示済)

**都市公園の開設公告**

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、新たに供用を開始しようとする都市公園の名称等について、次のとおり公告する。

平成24年10月1日

大津市長 越 直 美

名 称	位 置	区 域	供用開始期日
和邇春日多目的広場	和邇春日二丁目	別紙図面のとおりに	平成24年10月1日
和邇春日三丁目公園	和邇春日三丁目	別紙図面のとおりに	平成24年10月1日
雄琴三丁目緑地	雄琴三丁目	別紙図面のとおりに	平成24年10月1日
フォレオー里山公園	大江八丁目	別紙図面のとおりに	平成24年10月1日
長沢川緑地	一里山三丁目ほか	別紙図面のとおりに	平成24年10月1日
ローズベイー里山公園	一里山七丁目	別紙図面のとおりに	平成24年10月1日

「別紙図面のとおりに」は省略し、その図面を大津市役所都市計画部公園緑地課において縦覧に供する。

**教 育 委 員 会 規 則**

大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則を公布する。

平成24年10月1日

大津市教育委員会

委員長 岡 田 隆 彦

**大津市教育委員会規則第17号**

大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大津市立幼稚園における教育課程に係る教育時間以外の時間帯における保育（以下「預かり保育」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(預かり保育の内容)

**第2条** 大津市立幼稚園で実施する預かり保育の種類は次の各号に掲げるとおりとし、その内容はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

子育て支援型預かり保育 園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、教育課程の教育時間の終了後において、保護者の希望に応じて実施する預かり保育

就労支援型預かり保育 教育課程の教育時間の開始前及び終了後並びに大津市立幼稚園の夏季、冬季及び学年末等における休業日において、保護者の就業状況その他家庭の状況等を考慮して特に必要があると認められる園児に対し、保護者の希望に応じて実施する預かり保育

(預かり保育の実施園等)

**第3条** 預かり保育を実施する大津市立幼稚園（以下「実施園」という。）並びに当該実施園で実施する預かり保育の種類、実施日及び実施時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要があると認めるときは、実施日又は実施時間を臨時に変更することができる。

(預かり保育の対象幼児)

**第4条** 子育て支援型預かり保育を受けることができる者は、当該実施園に在園する幼児とする。

2 就労支援型預かり保育を受けることができる者は、当該実施園に在園する幼児で、当該幼児の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、その保育を受けることができず、かつ、同居の親族その他の者による保育を受けることができないものとする。

居宅外で労働することを常態としていること。

居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。  
 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。  
 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。  
 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。  
 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。  
 教育委員会が認める前各号に類する状態にあること。

(定員)

**第 5 条** 子育て支援型預かり保育の定員は、各実施園につき 20 人とする。ただし、実施園の管理上支障がない場合は、この限りでない。

2 就労支援型預かり保育の定員は、各実施園につき 20 人とする。

(利用の申請)

**第 6 条** 子育て支援型預かり保育を受けさせようとする保護者は、教育長が別に定める日までに、子育て支援型預かり保育利用申請書(様式第 1 号)により、実施園の園長に申請しなければならない。

2 就労支援型預かり保育を受けさせようとする保護者は、教育長が別に定める日までに、就労支援型預かり保育利用申請書(様式第 2 号)に、第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付して、教育長に申請しなければならない。

(利用の決定)

**第 7 条** 実施園の園長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、子育て支援型預かり保育の利用の可否を決定し、その旨を保護者に通知するものとする。

2 教育長は、前条第 2 項の規定による申請があったときは、就労支援型預かり保育の利用の可否を決定し、その旨を保護者に通知するものとする。

(届出)

**第 8 条** 前条第 1 項の規定による子育て支援型預かり保育の利用の決定を受けた者は、子育て支援型預かり保育を受けさせる必要がなくなったときは、直ちに実施園の園長にその旨を届け出なければならない。

2 前条第 2 項の規定による就労支援型預かり保育の利用の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育長にその旨を届け出なければならない。

- 第 4 条第 2 項に規定する就労支援型預かり保育の要件を欠いたとき。
- 園児を退園させようとするとき。
- 就労支援型預かり保育利用申請書に記載した内容に変更があったとき。
- 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事由が生じたとき。

(利用の取消し)

**第 9 条** 教育長は、就労支援型預かり保育を受ける園児の保護者が第 4 条第 2 項に規定する就労支援型預かり保育の要件を欠いたときは、就労支援型預かり保育の利用の決定を取り消すものとする。

(委任)

**第 10 条** この規則に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の規定に基づく預かり保育の利用の申請その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

**別表(第 3 条関係)**

預かり保育の種類	実施園	実施日		実施時間
子育て支援型預かり保育	伊香立幼稚園、真野幼稚園、真野北幼稚園、仰木幼稚園、仰木の里幼稚園、雄琴幼稚園、日吉台幼稚園、坂本幼稚園、比叡平幼稚園、藤尾幼稚園、長等幼稚園、逢坂幼稚園、大津幼稚園、南郷幼稚園、大石幼稚園、田上幼稚園、上田上幼稚園、瀬田幼稚園及び瀬田南幼稚園	大津市立学校の管理運営に関する規則(昭和 32 年教育委員会規則第 6 号)第 3 条に規定する夏季、冬季及び学年末等における休業日	火曜日及び木曜日	午後 2 時から午後 4 時まで
	志賀北幼稚園、志賀南幼稚園、堅田幼		月曜日、火曜	午後 2 時から午後 4 時

	稚園、仰木の里東幼稚園、下阪本幼稚園、唐崎幼稚園、志賀幼稚園、平野幼稚園、膳所幼稚園、富士見幼稚園、晴嵐幼稚園、石山幼稚園、青山幼稚園、瀬田東幼稚園及び瀬田北幼稚園	(以下「休業日」という。) 以外の日	日、木曜日及び金曜日	まで
			水曜日	午前11時50分から午後2時まで
就労支援型預かり保育	唐崎幼稚園及び膳所幼稚園	休業日以外の日	月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日	午前8時から午前9時まで及び午後2時から午後6時まで
			水曜日	午前8時から午前9時まで及び午前11時50分から午後6時まで
		休業日	月曜日から金曜日まで	午前8時から午後6時まで

備考 この表の規定にかかわらず、次に掲げる日は、預かり保育を実施しない。  
 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで



様式第 1 号 (第 6 条関係)

子育て支援型預かり保育利用申請書

年 月 日

(宛先)

大津市立 幼稚園長

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分の預かり保育の利用を申請します。

年長・年少 \_\_\_\_\_ 組 園児名 \_\_\_\_\_

利 用 希 望 日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	合 計
曜日											
時間											

(緊急連絡先等)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

就労支援型預かり保育利用申請書

年 月 日

(宛先)

大津市教育委員会教育長

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、大津市立 幼稚園の就労支援型預かり保育を利用したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

幼 児	(ふりがな) 氏 名	性 別	男 ・ 女		兄弟姉妹 の利用	有 ・ 無
		生年月日				
保 護 者	(ふりがな) 氏 名	(ふりがな) 氏 名				
	就労先 (名称) (住所) (電話番号)	就労先 (名称) (住所) (電話番号)				
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
申請理由	(具体的に)					
家族の状況	続柄	氏 名	年齢	職業等	緊急時連絡先	備 考

備考 記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を届け出てください。

教 育 委 員 会 告 示

大津市教育委員会告示第 3 号

平成13年教育委員会告示第 2 号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

平成24年10月 1 日

大津市教育委員会

委員長 岡 田 隆 彦

表逢坂公民館の項を次のように改める。

逢坂公民館	第 1 会議室	89.00	1,120	1,400	1,120	1,400	蛍光灯40W18個	机、いす	25人
	第 2 会議室	89.00	1,120	1,400	1,120	1,400	蛍光灯40W18個	机、いす	25人